

デジタルアーツ株式会社 定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、デジタルアーツ株式会社と称し、英文では、Digital Arts Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピュータ並びに周辺装置のハードウェア及びソフトウェアの開発製造、開発製造請負、販売、保守、賃貸及び輸出入
- (2) 電気通信機器及びマイクロコンピュータを組み込んだ情報処理機器の開発製造、開発製造請負、販売、保守、賃貸及び輸出入
- (3) コンピュータに関する出版物の企画、製作、発行及び販売
- (4) 電気通信事業並びにインターネット、大規模ネットワークシステム、付加価値通信網等、各種通信網に関する各種ソフトウェアの開発、運用、販売及びリース
- (5) 情報通信システムの開発、運用、販売及びリース
- (6) インターネット、ケーブルテレビ、通信衛星などの通信手段を利用した通信販売、販売代理及びそのカード決済代行
- (7) インターネット、ケーブルテレビ、通信衛星などの通信手段を利用した音、映像などの配信サービス
- (8) 各種広告の取扱い及び広告表現に関する企画、制作及び販売
- (9) 暗号システムによるデータの保管及び利用者認証サービス
- (10) 電子決済処理サービス
- (11) データベースの開発、運用、販売及びリース
- (12) レコード、音楽テープ、コンパクトディスク、レーザーディスク、ビデオテープ、デジタルビデオディスク、出版物、印刷物などに係わる音、映像等のコンテンツの企画、制作及び販売
- (13) 保健、医療及び福祉に関する情報提供並びに情報システムの開発及び販売
- (14) コンピュータシステムを利用した販売支援、技術支援などの業務代行サービス
- (15) 電子計算機室運営管理業務受託
- (16) インターネットを利用した情報収集代行サービス
- (17) 株式の保有及び売買その他の投資事業
- (18) 前各号に付帯、関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、45,036,000株とする。

(単元株式数)

第6条の2 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第6条の3 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第9条 当社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款のほか、取

締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会の決議方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出するものとする。

(株主総会の議事録)

第15条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部

について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、6名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任方法)

第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第23条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む）の責任について、取締役会の決議によって、法令の定める限度において免除することができる。

- 2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第31条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金配当の基準日)

第32条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第33条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 未払配当金には、利息はつけないものとする。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第21期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

第2条 変更前定款第10条（株主総会の招集）の変更は、当社が実施する場所の定め

ない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生じるものとし、本条は、当該効力発生日経過後にこれを削除する。

- 第3条 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。
 - 3 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

平成7年6月5日制定
平成12年2月9日改定
平成12年6月30日改定
平成13年1月25日改定
平成13年6月27日改定
平成13年8月1日改定
平成14年6月18日改定
平成14年8月8日改定
平成15年6月25日改定
平成16年6月23日改定
平成16年10月1日改定
平成17年6月20日改定
平成17年10月17日改定
平成18年2月1日改定
平成18年6月28日改定
平成20年10月1日改定
平成21年6月24日改定
平成25年2月28日改定
平成25年6月24日改定
平成27年6月24日改定
平成28年6月24日改定
令和4年6月21日改定